

毎週火、金曜日発行(但休日を當るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目 次

- ◇監査公告 昭和三十一年度に係る各県税事務所の定期監査の結果公表
- 昭和三十一年度に係る各種試験研究機関並びに指導機関の定期監査の結果公表
- 昭和三十一年度に係る県立高等学校及び給与事務所並びに図書館の定期監査の結果公表

## 監査箇所

東部県税事務所

中部"

西部"

同

二月

六

日

執行年月日  
昭和三十三年一月二十三日  
二十九日

二月六日

日

同 同 同

小

上

根

政

幸

萩

原

治

郎

## 県税事務所

鳥取県監査公告第二百号

地方自治法第百九十九条の規定に基き、昭和三十一年度にかかる各県税事務所の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十三年三月三日

鳥取県監査委員 松本利治

今回の定期監査は屢次の税法改正並びに経済界の動向による自主財源の推移、賦課徴収の適正執行と住民負担の公平、民主的徴税体制の確立等につき慎重実施した。その結果不正、不当と目されるものは認められず適確にしかも税務行政の円滑なる運営に努力し、各所とも賦課徴収実績が前年同期に比較し相当の高率を示していることは結構である。

しかしながら毎回指摘している如く、いまだ一部には税

00537

法運用に慎重を要するもの、或いは事務処理上、考究改善すべき事項等がすくなくないので、県当局は更に指導体制を強化するとともに、積極的運営を期し自主財源の確保に一層の配意を望む。

### 一 賦課徴収について

昭和三十二年度県税予算計上額（県税事務所所管分）は四億七千八百余万円であるが、これに対し十二月末現在における各所の課税状況は

事務所別	現年度分 千円	過年度分 千円	滞納繰越分 千円	計 千円
東 部	三、三三	四、三三	八、三九	二〇、一〇
中 部	一、四一	一、四一	七、八三	一〇、一七
西 部	一、九、一七	一、九、一七	五、七五	二七、七九
計	五、七、一三	四、一、二五	四、一、七〇	三〇、一七

（各年の調定額は別表による。）

で、前年同期に比し東部六千一百余万円、中部一千八百余万円、西部三千四百余万円計一億一千四百余万円

増加している。

またこれを内容別にみると、現年度分九千八百余万円、過年度分一千八百余万円が増加し、反面滞納繰越分は三百余万円減少している。調定額のうち増加している主なものは、法人事業税四千五百余万円のほか、軽油引取税、法人県民税、不動産取得税等でこれに反し税率改正に伴う基礎控除額の引上げによる個人事業税が一千三百余万円減少している。

また過年度分で増加しているのは、県外法人に対する法人事業税の分割決定に伴う自然増である。

なお滞納繰越分の減少しているのは、滞納処分執行停止による調定減額並びに時効その他による欠損処分の増加等によるものである。

### 2 徴収の状況

昭和三十二年十二月末現在における各所別の徴収状況は

事務所別	現年度分	徴収率	過年度分	徴収率	滞納繰越分	徴収率	計
東 部	三〇、二五	八・五%	一三、三三	九・三%	六、三九	七・一%	三〇、七三
中 部	七、三三	九・九	六、九七	九・一	二、二三	三・九	八、一五
西 部	一、九、一七	八・三	一、六、八四	八・九	六、六三	三・二	一、八、一四
計	四三、三四九	八・四・九	三七、〇九四	九・一	一五、〇〇四	三・九	四九、三五二

（各年の徴収実績は別表による。）

で、前年同期に比較じ一億一千五百余万円増加し、調定額に対する収入率八一・八%は前年同期に比し四・四%上昇している。これを内容的にみると前年同期に比較し現年度分九千四百余万円、過年度分二千余万円それぞれ增收しているが、新規大口分及び執行停止に伴う調定減額等を考慮すれば、実質的にはむしろ徴収成績は上昇していないこととも思われるるので、徴収体制の強化を図り、収入確保に一層の努力が望まれる。

### 二 課税の適正化について

1 個人事業税のうち自主決定分に対する資料のしう、

集利用、積算基礎及び椎衡査案等決定に明確を欠くものがあつたので、更に戸順調査の徹底を期し、所得決定の合理化に配意されたい。

2 不動産取得税については課税客体の完全捕そくに留意しているが、賦課の遅延が見受けられるので、計画的調査の推進と、市町村長との連絡に一層の緊密化を期されたい。

また原始取得分に対する評価基準の運用、評価技術の向上、事務の簡素合理化等に留意し、効率的運営が肝要である。

3 自動車税については、登録数は逐年増加している。反面異動が多く、加えて無申告異動が多いので、課税事務に支障を来たしている。異動申告の徹底について指導を要するとともに、自動車所在、売却先不明等の事由による課税保全分については、早期解決に配意を望む。

4 遊興飲食税の課税客体の捕そくは非常な困難性と努力を必要とし、各所とも業者間の均衡保持と脱税防止等に苦慮し、その調査方法、手段等も逐次改善されつつあるが、なお一層課税の適確を期する見地からして、

(1) 昨年十一月より主管課指導のもとに三地区別に特別調査を実施し、地区間の権衡と担当職員の調査

技能の向上に努めていたが、更に調査対象の拡大と回数の増加を期すること。

(2) 夜間検査は一定地区のみに限らず、全般的に実施するとともにその方法、手段等更に考究すること。

(3) 特別徴収義務者のうち少額納税者に対する検査調査の徹底と、税の徴収義務観念の啓もう指導につき考究善処すること。

等留意し、適正なる課税に努力されたい。

三 県税收入は前述せる如く、前年同期に比較し、相当の高率を挙げているのであるが、各所における納期内収入状況は、

所別 調定額 納期内納入額 収入率

東部	二〇七・八四	二六・三三	六・二五%
中部	三・七五	四・八三	五・四四%
西部	一七・一〇	二三・三九	七・三三%
計	四七・七九	三五・三五	五・三三%

(注) 本表は現、過年度分調定額より個人県民税及び徴収猶予とした取扱つた額を除く。  
であつて調定総額に対し五六・五三%の納期内収入額となるが、更に期限内納入の推進について積極的に啓もう、指導の要がある。

また納稅貯蓄組合の育成強化を図り、これら組合との有機的連けいを緊密にし、納稅者の自主的納稅を勧奨するとともに、納期内納入を挙げしめるべく格段の配慮を望む。

なお県納稅貯蓄組合規則に基く補助金が、予算不足のため各所とも未交付となつてゐる額が相当にあつたので、県当局は適確なる予算措置を講じ早期交付を図られたい。

#### 四 滞納緩越分の整理状況は

(単位千円)

所別	調定額	収入済額	収入率
東部	一八・三九	一六・〇六%	
中部	五・七五	三・一三	
西部	一七・七九	六・三三	
計	四一・九〇	一五・〇〇	三三・七一%

であつて、各所とも早期収納につき努力していることは認められるが、なかには大口滞納者で滞納のまま放置しているもの、或いは相当年数を経過したもので債

権保全の未執行のものが見受けられるので、更に綿密なる徴収計画を樹立するとともに、こげつき滞納額の早期整理に一層の努力をされたい。

また前年度も指摘している如く国税徴収法に基く強制執行による財産処分等の執行運営に当つては、常に偏重することなく厳正にしかも公平な運営を期するよう特に配慮を望む。

#### 五 個人県民税(市町村長が賦課徴収しているもの。)の調定収入状況は

所別	調定額	収入済額	収入率
東部	三四・八三千円	一三・六九千円	三・三三%
中部	一・四八	一・五九	七・三三%
西部	一・四四七	一・五九	七・三三%
計	三七・五七	一五・三五	五・七一%
	(四・五四)	(一・九五)	(六・四)
	(六・八七)	(三・六六)	(三・七三)

( ) 内は滞納緩越分である。  
であつて、その収入率は他の税目に比較し低率であり、

各所ともこれが徴収整理に当つては現地指導、或いは

徴収応援等により収納に努力しているが、滞納額は逐年増加の傾向を示し、現行法をもつては直接的、強制執行も不可能にしてこれら滞納額の徴収整理に苦慮している実状につき、県当局においても円滑なる徴税対策を検討するとともに、所にあつても更に積極的徴税指導を実施し、収入確保を期すべきである。

六 申告納付制度に伴う過誤納分県税未還付額は十二月末現在七十二万余円(東部六六、中部一五〇、西部四

〇八千円)あり、今後更に増加の見込(前年度決算額は七、一五七千円)であつたので、県当局は適確なる予算措置を講じ、早期還付を図られたい。

なお償還手続、方法等につき統一を欠く面があつたので、考究善処されたい。

東部県税事務所 昭和三十三年一月二十三日監査

監査委員 松 本 利 治  
同 荻 原 治 郎

同 小 谷 善 高

一 十二月末現在の賦課徴収状況は課税総額二億七千一百余万円で前年同期に比較し六千一百余万円増加し徴収成績は収入済額二億二千余万円調定額に対する収入率は八一・五%で前年同期に比し二・九%上昇している。調定額の増加したおもなものは、法人事業税四千余万円、軽油引取税八百余万円、個人県民税四百余万円、法人県民税三百余万円等で、反面税法改正により個人事業税二百余万円減少している。

二 不動産取得税については、申告書の提出のないものが相当数見受けられ、取得の事実及び時期の確認が不徹底となつてるので申告を勧奨するとともに、各市町村との連絡を更に密にし一層の協力方を要請せられたい。

三 自動車税の課税台数は二千八百十七台で前年二千三百五十四台に比較し、四百六十三台増加し、従つて課税の原始取得分に対する調査が遅延の傾向にあり未処理のものがあるので善処されたい。

四 遊興飲食税の課税決定に当つては特定業者を対象に標準調査を実施しこれに基き合議制による査案額により修正申告を勧奨しているが業者間の権衡保持に一層慎重を期されたい。

五 徴収実績については既述している如く収入確保に努力した結果、その収入率が前年同期に比し二・九%上昇しているが、これを内容的にみれば本年度は法人事業税のうち大口法人(分割分)の申告納付額(日銀分四千余万円等)が大きく、調定総額の增加分六千一百余万円に対し徴収増加額が五千五百余万円である点等をこりよすれば実質的には徴収成績は低調かとも思

税額においても二百九十七万余円増加している。増加したおもなものは軽自動車百八十四台、トラック自家用百十五台、小型三輪トラック自家用六十四台である。

異動ひん繁に伴い異動申告指導がかん要である。

四 遊興飲食税の課税決定に当つては特定業者を対象に標準調査を実施しこれに基き合議制による査案額により修正申告を勧奨しているが業者間の権衡保持に一層慎重を期されたい。

五 徴収実績については既述している如く収入確保に努力した結果、その収入率が前年同期に比し二・九%上昇しているが、これを内容的にみれば本年度は法人事業税のうち大口法人(分割分)の申告納付額(日銀分四千余万円等)が大きく、調定総額の增加分六千一百余万円に対し徴収増加額が五千五百余万円である点等をこりよすれば実質的には徴収成績は低調かとも思

うで、考究善処されたい。

六 十二月末現在において八十六万余円を執行停止処分としているが前年度も指摘している如く、さらに内容精査並びに事実確認の徹底を要するもの、或いは課税面との連けいを緊密にすべき事項等があつたので今後の取扱に当つては一層慎重を期されたい。

また欠損処分として処理(十二月末で二十二万余円)しているもののうち内容的にみてむしろ執行停止処分として処理することが妥当と認められるものがあつたのでこりよすれば実質的には徴収成績は低調かとも思

うで、考究善処されたい。

七 個人県民税の収納確保についてほう頭に述べてい

る如く当所においても徴収おう援等により努力はしているが、管内のうち収入率が不振となつてある町村があるでさらに積極的徴収指導に配意するとともに納

八 経理出納その他事務処理は概ね適正に執行しているものと認めた。

税貯蓄組合等の協力を要請し収入確保を図られたい。

一 十二月末現在の賦課徴収状況は課税総額一億二百余万円で前年同期に比較し一千八百余万円増加している。このおもなものは法人事業税六百余万円、軽油引取税二百余万円、遊興飲食税二百余万円等である。

また調定額に対する収入済額は八千七百余万円で前年同期に比較し一千九百余万円増加し調定額に対する収入率は八五・一%（前年同期八〇・五%）で他所に比し高率を示していたことは結構である。

二 個人事業税のうち自主決定分について所得決定の積算基礎に明確を欠くもの或は前年実績を勘案しまたは他の資料により推定課税しているもの等があつたので、

税収確保を図られたい。

六 経理出納その他事務処理は樹ね適正に執行しているものと認めた。

西部県税事務所

昭和三十三年二月六日監査

監査委員 松本利治

同 小谷善高

年同期と比較し百五件減少している。

課税に当つて所得決定の積算基礎の不適確なものの業者間の権衡査案に明確を欠くもの等が見受けられた。ことに飲食店に対する調査はほとんど実施せず前年実績を勘案し権衡課税していることは適当と認め難いので、戸順調査の徹底を期するとともに、所得決定の合理化に努められたい。

三 不動産取得税については課税客体の適確捕そくのために計画的調査の励行と市町村との連絡緊密化について一層努められたい。

なお原始取得得分一千百六十三件のうち二百三十三件保証（未調査）があるがこれが早期処理に努められたい。

四 遊興飲食税の検査調査は温泉旅館（皆生地区）はそのほとんどが法人組織である関係上帳簿その他資料、或は裏付調査等により慎重検討調査し課税標準の補促に努力していたことは結構であるが税額決定までに相当の日数を要していたのでこれが促進を図るべきである。また他の業者に対しては標準調査に基き査定額に相

三 不動産取得税調定額四百十万余円のうち現年度分は百五十九万余円、三一%で他は過年度分であり、また僅か十件に過ぎない実情は本税賦課の困難性を示しているが課税客体の適時捕そく並びに調査の計画的推進を図られたい。

中部県税事務所 昭和三十三年一月二十九日監査  
監査委員 松本利治郎 同 荻原治郎

一 十二月末現在の賦課徴収状況は課税総額一億二百余万円で前年同期に比較し一千八百余万円増加している。このおもなものは法人事業税六百余万円、軽油引取税二百余万円、遊興飲食税二百余万円等である。

また調定額に対する収入済額は八千七百余万円で前年同期に比較し一千九百余万円増加し調定額に対する収入率は八五・一%（前年同期八〇・五%）で他所に比し高率を示していたことは結構である。

二 個人事業税のうち自主決定分について所得決定の積算基礎に明確を欠くもの或は前年実績を勘案しまたは他の資料により推定課税しているもの等があつたので、

四 遊興飲食税の検査調査はあらゆる角度より深く調査検討をするとともに調査技術の向上を図り適切なる課税標準のはあくに一層努力の要がある。

五 徴収事務の運営は適確に処理しているがぼう頭にも述べている如く納期内納入の啓もうの指導並びに個人県民税の早期収納等に対する現地指導はさらに努力するとともに、納税貯蓄組合との連けいを一層緊密にして、

より追加申告を勧奨していたが業者間の均衡保持にさ  
らに慎重を期したい。

五 徴収事務の運営については過去の指摘事項等をも  
こうりよし既述している如く収入確保に努力した結果  
収入率は上昇しているが、反面これら的内容を検討し  
てみれば収入済額のうちには大口法人の申告納付（分  
割分）が含まれ、調定額の増加分三千四百余万円等を  
こうりよすれば実質的には徵収率が低調のように思  
われるのと、さらに適確なる徵収計画を樹立し収入確保  
に一層努力されたい。

また徵税体制の確立については各班相互間及び特別整  
理班との連けいに充分配りよし円滑なる業務運営を期  
されたい。

八 個人県民税の早期納入については現地指導その他により努力しているが収入率の低調と見受けられる町村があつたので、さらに積極的徴収お、援を実施すると

ともに、納税貯蓄組合との連けいを強化し納税者の自  
主的納税を奨励し納期内納入を促進させるべく啓もう、  
指導に格段の配りよを望む。

七 西部合同事務所（元西部地方事務所の建物）の庁舎  
管理は当所長が当つてゐるが、これが維持管理に伴う  
修繕費等にこと欠ぐ実状であつたので県当局の善処を  
望む。

また現在所内に電話舗が十二回線入つてゐるが当市は  
近く自動式電話に切り換えが予定されており地区住民  
の利用便宜を図る面よりしても電話交換台の新設（新  
設によつて六回線は不用となる。）が必要と思はれる  
ので当局の検討を望む。

八 経理出納その他事務処理は適正に執行してゐるもの  
と認めた。



る。

三 本年度新規実施した赤松ほか六品種による樹苗養成

試験の成績は、得苗率は平均六二%で中でもクロ松の

損率は五五%であつてその結果は、芳しくない。これ

が原因の探究と得苗率の向上に努める要がある。

四 県内各地に試験研究を設定（本年度一〇ヶ所）して

いるがこの試験地のうちには、借地権並びに山地使用

権等権利契約を必要とするものがあるので早期に締結

し遺憾のないよう期されたい。

各種試験研究地の選定に当つて林地の提供者が少く業

務遂行上支障を生じてるので関係団体等の協力を得

てこれが確保に努力を望む。

五 本施設が県内外関係者に漸く認識され事業照会、視

察者の来訪、講演会研究会等の開催が漸次増加のすう、

勢があるので成績書その他試験結果に要する印刷費の

増額につき配意の要がある。

六 経理出納事務は概ね良好と認めたが生産された樹苗

の払下方法その他は、現行会計法規に照し実状に即し

難いものがあつたので生産物の売却処分の取扱につき  
県会計当局と協議し、遺憾なきを期されたい。

蚕業試験場 昭和三十三年一月二十八日監査

監査委員 松 本 利 治  
同 荻 原 治 郎

一 職員は場長以下一六名でこのうち研究職は六名他は  
一般職二名、臨時職員一名と運転手、湯夫等場雇用者  
が四名いる。この職員定数は設立当初から国庫補助職  
員及び特定財源による定員で純県費による固定職員が  
置かれていないために研究職員の貧弱、補助職員の未  
設置等により常時の試験研究調査に支障を生じている  
ことが認められる。他機関と同様固定職員の配置につ  
き人事当局のこうりよが必要である。

二 試験研究調査項目は前年度に引き各般に亘り実施  
しこのほか本年度は更に造林試験等新規項目を加えて  
いたが前記研究職の不足等にかんがみ試験研究項目は  
重点的且つ効率的であるよう一層の配意が必要であ  
る。

二 各種試験・研究調査項目は近年陣容、予算の制約を  
うけ從来の総花的研究から重点的、実用研究に主眼が  
よが払われていない。

## 鳥取県監査公告第二百一號

地方自治法第百九十九条の規定に基き、昭和三十一年度  
に係る各種試験研究機関並びに指導機関の定期監査を執  
行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十三年三月三日

鳥取県監査委員 松 本 利 治

監査委員 松 本 利 治  
同 荻 原 治 郎  
同 小 谷 善 高

監査箇所 執行年月日  
同 昭和三十三年一月二十二日  
同 二月二十八日  
同 二月 五日  
同 二月 十一日

監査箇所 執行年月日  
林業試験場 同 同  
蚕業試験場 同 同  
農業試験場 同 同  
山陰酪農講習所 同 同  
農産加工所 同 同  
織検定所 同 同  
経営伝習農場 同 同

一 職員は場長以下一四名でこのうち研究職は六名他は  
一般職二名、臨時職員二名と運転手、湯夫等場雇用者  
が四名いる。この職員定数は設立当初から国庫補助職  
員及び特定財源による定員で純県費による固定職員が  
置かれていないために研究職員の貧弱、補助職員の未  
設置等により常時の試験研究調査に支障を生じている  
ことが認められる。他機関と同様固定職員の配置につ  
き人事当局のこうりよが必要である。

二 試験研究調査項目は前年度に引き各般に亘り実施  
しこのほか本年度は更に造林試験等新規項目を加えて  
いたが前記研究職の不足等にかんがみ試験研究項目は  
重点的且つ効率的であるよう一層の配意が必要であ  
る。

山陰酪農講習所 昭和三十三年二月五日監査  
監査委員 松本利治 同 小谷善高

本講習所は業務開始してから第二年を迎えており、今回監査は、前回に引き砂質地帯における酪農指導基地の造成と、その機能を如何に発揚するかと運営され本県酪農業の発展に資しつつあるかにつき実施した。その結果所長以下職員は酪農経営の新分野開拓に苦心と努力を払つてありまた一般の見学、短期講習、出張講習等所利用も漸増しているが、まだ本機関に対する県の根本的方針も決らず、予算的配意にも欠け特に本県酪農業の普及発達に格別の配意をなすべき現下の時期において所運営の根本方策の未確定、施設設備の甚だしい緩慢な実状にあつたことは憂りよし堪えない。県は本機関の立地条件にかんがみさらに種畜場、有畜官農指導所との有機的機能の強化等も併せこりよりよし本県酪農の中核的教育指導機関としてその機能を充分發揮せしめるよう格別の配意と急速なる措置を要望する。

なお細部事項は概ね次のとおりである。

一 職員は前年同様所長以下五名と所雇用人夫二名で所長は依然として有畜官農指導所長並びに大山牧場長を兼務している。また所雇用人夫のうち一名は炊事婦に充てているのでそれだけ農夫にしわ寄せを来しほ、場經營に支障を生ずる結果となつていて、また講習生は当初一五名入所したが現在八名（内二名島根県）在籍していた。退所理由として就職・進学等も挙げられるけれども所そのものに魅力の乏しいことによるこことも見逃し得ないと思料する。

二 家畜の状況は初年度より乳牛一頭と若干の中小家畜が導入され現在乳牛五頭、豚六頭、鶏六八羽、種山羊一頭繁養されている。これに対する飼料作物の自給率は八〇%で前年度より一〇%上昇しているがさらにほ場管理上の合理的設計に新工夫を講じ、たいひの増産、容土、その他による地力培養につき努力が必要である。敢えず畜舎の一部改造を図つて、いたがさらに中小家畜

置かれてきていた。

本年度の試験研究項目は前年と変りなく継続的に実施中であつたが中でも多年研究中であつた牡蚕簡易飼育試験は簡便な飼育器（鳥取式簡易平飼台）の試作に成功し本年度初秋蚕期から実用した結果良好な成績を挙げ既に県内外養蚕家に普及されていることは結構である。これが特許権獲得が実現すれば財政上益するところが尠くないと思われる所以努力せられたい。

三 二十七年度から継続調査を行つてゐる県下桑園の土壤調査は全体総面積の八〇%を完了し既にこの地域に施肥試験地（七ヶ所）を設定し施肥改善試験を続行中であつたが調査未了地区（西伯、日野の一部）の早期完了に一層を努力を要する。

四 原（蚕）種製造に要する採種繭量消費に対する指摘事項は逐年是正改善に努めてきていた。本年度採種繭量（上繭一八、四貫）から蚕種（交雑用）三、九〇〇が、原種二、五〇〇が、を製造しているがこれを二十八年度の採種繭量（上繭五一、四貫）一一、九六〇

が、比較し著しく焼却が数が減少し採種繭の節約が図られてきていた。本件に限らず他目的の試験研究過程についても内容を分析検討し努めて材料その他の無駄を省くよう留意されたい。

五 病理研究室の増設その他内容設備特に試験研究用具の充実整備については整備計画を樹て逐次更新整備を図る要がある。またこれに要する経費につき県は特別を省くよう留意されたい。

なお各種建物は相当老朽化しているのでこれが維持管理につき万全を期されたい。

六 経理出納、その他事務は概ね適切に処理していたものと認めたが蚕繭等生産物の引継、処分等一連する事務の手続、処理方法等につき更に現場と連けいを密にして事務の刷新工夫と能率化を図る要がある。

00553

00552

の導入、ほ場のかん水設備、酪農経営上の機械器具等  
近代設備の充実整備及び所員宿舎の併置が必要と認め  
た。

なお本講習所入口道路の敷設は特に緊要を要する。

四 講習生の修了年限は一ヶ年であるがこれでは全般に亘つて習熟には不充分の憾があるので他機関同様二年制に改めなお一年制実科及び短期制度を適宜併設する等制度の改革が必要と思われるので検討されたい。  
また修了生に対しても或る程度の資格を与えるとの面からも将来の希望をもたせるようこうの要がある。

五 経理出納事務は概ね適切に処理しているものと認め  
たが家畜飼料並びに肥料等事業用品の購入に当つて計  
画性に欠げているものがあつたのでさらに現場との連  
絡調整を密にし計画的しかも効率的に執行するよう専  
門家に委託すべきである。

農産加工所 昭和三十三年二月五日監査委員 松本利治 同 小谷善高

一 職員は所長(農業試験場西伯分場長兼務)以下六名  
(出納員含む。)の研究職員によつて農産食品加工試  
験並びに技術指導を行つてあるが事業費のうち生産収  
入の占める割合は

二八年度	七五・二七%	(決算比)
二九年度	七〇・八四%	(〃)
三〇年度	八五・九〇%	(〃)
三一年度	七五・六二%	(〃)
三二年度	七九・二九%	(予算比)

であつて依然として事業財源を生産収入に依存し過ぎ  
ることによつて、その運営は容易でなく中には生産確  
保のため試験研究過程を切り上げることを余儀なくせ  
られている実状であるので試験設計並びに予算見積に  
検討の余地がある。

本年度における加工試験設計に対する收支状況(見込)

は(単位千円)		
区分	必要経費	生産見込
醸造関係	五三一	七五二
澱粉関係	四七	五四
漬物関係	四〇	四三
びん缶詰関係	二	一
計	六二〇	八五〇

であつて事業そのものが収益本位に陥つてゐることが  
見受けられ中でも醸造関係が全体の九割を占めている  
ことは注目すべきである。

二 食品加工技術の普及並びに企業指導は隣接の農業試  
験場西伯分場農家生活実験展示室の設置により各種團  
体の組織をつうじての所内指導が著しく伸びて来ては  
いるが他面所外指導に當つては、いまだ限られた特定  
業者、団体を対象とすることに偏向してゐる向がある。  
このことは畢竟人員に制約せられてゐることに因るもの  
のと思われる所以若干の増員についてこりよし計画

的しかも普遍的に普及啓蒙を図る要がある。

三 試験施設は概ね旧式乃至簡単なものが多く完全な試  
験研究には不適当でありまた非能率的である、漸次新  
式精密なものに更新の要がある。

な工場建物もきよう、あいであつて民間業者間に機械  
寄贈の意こうがあるもこれを受入れる余地もない実状  
であり若干拡張の必要がある。

四 びん缶詰工業試験のうち濃縮トマトパルプについて  
は外国製品にとらぬ製法をこう案し鳥取缶詰丸信有  
限会社等同法による量産計画に着手したことは結構で  
あるが同法特許権獲得のため三十二年一月特許申請し  
てあるが未許可であるのでこれが獲得促進について適  
当措置の要がある。また特許権実施許諾に當つては財  
源確保上のこうりよに遗漏なきを期されたい。

五 十二月末日現在における予算の執行状況は、  
加工所費 一千零三〇〇〇 予算額 支出済額 残額  
六六、三九 三三、三九 三三、三九

00555

第6号

越は次期購織までの織糸用として絶対必要であるので  
今後の予算編成に当つてはこれ等の実状を、よりよし  
た予算措置がなされるべきである。  
なおここ数年来の原料織及び生糸量の手持織越状況は  
次のとおりである。

		摘要	
		(端数切捨)	
昭和二十九年	三月末	原料織(乾織)	生糸
三十一年	九四五	一、一七三貫	二七〇貫 織越高
三十二年	七八〇	九二八	三四〇 "
三十三年	"	(七六〇)	(一六〇) 見込

五 研修織糸結果による年間糸歩と買入基準糸歩との比較対照及び操業実績の分析検討によつて更に経営上の改善と織糸技術の向上に資せられたい。

六 生糸の出荷販売手續並びに代金収納、その他会計事務は適切に処理していたものと認めた。

なお一月末現在における收支状況は次のとおりであつ

00554

第6号

昭和33年3月3日 月曜日 鳥取県公報(号外) 第6号

00554

第6号

昭和33年3月3日 月曜日 鳥取県公報(号外) 第6号

生産収入 五百〇〇〇円 四五、六〇  
県費 三三、〇〇

財源内訳

であつて生産物の今後生産収入見込は在庫製品六万余円あるのみで予定どおり生産収入を確保するためには醸造関係(醤油)で現在仕込中のものを期間を短縮して製品化せざるを得ない状況であつた。予算の適期令達について特に再検討の要がある。

六 経理出納事務は概ね適切に処理していたものと認めた。

蘭 檢 定 所 昭和三十三年二月五日監査

監査委員 松 本 利 治

同 小 谷 善 高

一本年度における蘭検定、鑑定、その他織糸、乾燥試験は件数及び数量とも前年度と大差なく円滑に実施し、このほか研修織糸は織糸技術の向上を確保し何れも良好な成績を挙げつつあつたものと認めた。

二 職員は所長以下四六名(内三五臨職)と日雇用七名である。年間稼働計画日数は三〇〇日としうち検定日数八五日と他は研修期織糸日数である。

○貫程度を毎年確保されている。

三 研修期織糸は織糸技術の向上、原料織の買入、生糸の出荷販売等に毎年苦心と努力を払つてきているが特に本年度は生糸相場の変動と他面職員給与費の改訂増こうにより運営上可成りの困難が見込まれたが作業計画の一部変更を行い基準糸量を低下せしめないよう販売上有利な高級生糸の生産に振り向ける等腐心し本年度も收支均衡の見透しを樹てていた。

四 元来当所の運営に要する人件費その他諸経費は独立採算的に賄われてきているが本年度は糸価下落による生産収入補てんと臨職ベースアップによる人件費増こう、分計約百二十万円は織越生糸のくいくみによつて賄われる見込になつていたが当所健全運営のためには若干の織越生糸を保持すべきは勿論八百貫程度の乾織織

た。

	予算額	支出済額	残額
財源内訳	三、六六、〇〇	一九、〇五、〇〇	四、八〇、先一
検定所費	一、一三、〇〇	一、一三、二七	
国庫委託金	一四八、〇〇	一四八、〇〇	
検定手数料	一、一三、〇〇	一、一三、二七	
生産収入	三、〇六、〇〇	二六、〇六、四七	
県費	五〇〇、〇〇	五〇〇、〇〇	
小計	三、六六、〇〇	二七、五五、七四	

(注) このほか県職員費(人件費)一一名分のうち五名分の入件費一百三十二万七千円(生産収入)を当初予算編成に当り財源提供している県費五十万円は施設に対する汚水、排水溝の敷設費である。

経営伝習農場 昭和三十三年二月十一日監査

監査委員 松 本 利 治

同 小 谷 善 高

本場は農村中堅青少年の養成機関として毎年生徒を募集し農業経営に必要な知識技能を習得せしめてきているが特に本年度は、従来の農場形態に画期的改革が加えられているので今回の監査はその運営状況につき実施した。その結果場長以下職員、生徒は経営と技術の教育に努力を払つてゐることは認められるけれども、新に採用されたモデル農家制による農場経営は、

対象生徒が年少者であること、  
職員への期待には限度があること、  
施設設備が不完備であること等現行制度上においては可成の無理が生じ予期した実習効果を挙げることは従前のグループ性による総合経営に復元する意向であつたが要は一貫した指導理念具現のためにこれら的基本構成要素を併せこらりよし早期に農場運営の根本の方針を樹て本県農業改良助長発展に資せしめるよう適切な措置を講すべきである。

なお細部事項は概ね次のとおりである。

を困難ならしめていたので適確なる総合計画のもとに各部門別に年間、月別、旬別等細部計画をもつ要がある。

なお計画に対する収支予算見積等についても明確を欠ぐ点があつたのでさらに検討留意されたい。

四 施設設備の整備状況は本年度二十八万円(半額国費負担)で中小家畜舎の一部を整備したのみで他は何れも遅々としている。特に生徒宿舎、中小家畜舎、農具堆肥舎等の増改築は緊急を要する。

また、これらの施設整備費の財源は生産収入等特定財源で賄われる関係上生産費を犠牲にしているので県費による財政措置が必要である。

五 本年度から生産農場的に予算の建方を改めていたが結果的には、従米予算計上していきた三十万円程度の農場生産収入を一躍一百二十二万円とし、その反面これに要する生産費は、従来九十万円程度のものが七十万円に減額措置されたためこのしわ寄せが各々の経営計画に影響しきわめて困難な運営がなされていることは

農夫一名、炊事婦二名である。研究職員は生徒を教育する観点からして質的向上と充実強化並びに優遇措置につきさらに配意の要がある。

二 生徒の状況は応募者六〇名のうち五六名採用し現在在籍している。本年は例年にない応募者が多かつたことは農家制による経営と教育という呼びかけが関心を引いたようであるが本機関に対する一般の認識理解はなお薄くまた建物施設の貧弱も魅力に乏しい一因である。更に施設の完備を期するとともに事業の一端として短期生、青少年クラブの指導或は講習会の開催農業改良普及員等地域社会との連絡提携につき一層配意し本機関の周知と利用に努められたい。

三 本年度は既述したごとく農場の運営構成を水田、水稻農、畑作、果樹を中心とした四農家制とその労働余力をもつてする自給そ菜と生産畜産とによる各農家経営をつうじての農業技術の指導を行つてはいたが農家別による農業(経営)計画と実施面にそごを來し運営

既述したとおりである。県は、さらに生産の増強を期待するにはこれに必要とする資本を投じ、生産施設を整備強化することが必要であるにもかかわらず逆に事業費に対し生産収入の依存度を高めていたことは当を得ない、本場の使命にかんがみ予算の合理的措置につき再検討の要がある。

六 経理出納その他事務処理の適正能率化につき從来しばしば指摘しその改善是正方を要望して来たが根本的には、前記予算措置に伴う計画の変更の無処理、その他事務的には生産物の引継、処分等収入事務に関連する手続方法はいまだ軌道に乗つていないので会計事務処理につき主管課並びに県会計当局は特に指導されたい。

鳥取県監査公告第二百二号

鳥取東高等学校 昭和三十三年一月二十日監査

地方自治法第百九十九条の規定に基き、昭和三十一年度に係る県立高等学校及び給与事務所並びに図書館の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十三年三月三日

00558

昭和三十三年三月三日 月曜日 鳥取県公報(号外)第6号 24

監査箇所	執行年月日
鳥取県監査委員 松本利治	昭和三十三年一月二十日
同 小谷善高	一月二十一日
同 上根政幸	一月二十七日
同 中部給与事務所	一月二十八日
米子東高等学校	二月三日
米子西高等学校	二月四日
米子図書館	二月五日
倉吉東高等学校	二月十二日

- 一 本校の教員定数は校長以下三一名でうち欠員二名あり、一名は死亡欠員他は養護教諭で本務が鳥取工高である。新年度更に二学級増設の計画があるので、これに必要な人員配置は勿論欠員補充についても考りよされたい。
- 二 本校は三十三年度において学校規模が完成されるため図書室、音楽室等特別教室の不足が見込まれる一方、講堂等はますます狭いとなり運営上支障が認められるので、これら施設の整備につき主管当局の考究善処を望む。
- 三 理振法による設備充実費三十一万余円の割当を受け、六月に充実計画を樹て承認を得るよう手続を了していだが、監査日現在未だ納品されていなかつたので、早期導入を図るべきである。
- 四 経理出納その他事務処理で次の点留意されたい。

00559

昭和三十三年三月三日 月曜日 鳥取県公報(号外)第6号

1 授業料の調定期は月初めとするとともに早期徴収に努力すること。

鳥取西高等学校 昭和三十三年一月二十一日監査  
監査委員 松本利治

入、排水溝の整備等はPTAの負担に仰ぎ、過去における更衣室、販売部、薬品庫、生徒会関係室等を併せ考えると、PTAの負担はすくなくらぬものがあり、なお危険校舎の改築、夜間部通信部及び学科備品室の整備等緊急を要するものがあるので、根本的に改築計画を検討すべき時期に到達しているものと認められる。

二 本校は校歴は古いが、校舎、施設はぼう、大な生徒数に比較して基準を下廻り、しかも本年度における県費支弁のものは校舎屋根葺替、校長室及び校務室の改修を行つた程度であつて、各室電灯設備、グラウンド土

た。

二 本校は校歴は古いが、校舎、施設はぼう、大な生徒数に比較して基準を下廻り、しかも本年度における県費支弁のものは校舎屋根葺替、校長室及び校務室の改修を行つた程度であつて、各室電灯設備、グラウンド土

四 附属幼稚園併置についての再検討並びに同園土地建物の保全については前年度監査に指摘したとおりであるので、考りよの上遺漏なきを期せられたい。

二 経理出納その他事務処理は概ね良好であつたが、次の点留意されたい。

- 1 通信教育受講料徴収につき厳格を期すること。
- 2 備品の保管管理につき県有物件とP.T.A.物件の区分はしているが、責任分野管理の適正からしても努力して一元化すること。
- 3 面接指導に対する取扱いを明確にすること。

五 事務処理につき左の点留意されたい。

1 通信教育受講料徴収につき厳格を期すること。

2 備品の保管管理につき県有物件とP.T.A.物件の区分はしているが、責任分野管理の適正からしても努力して一元化すること。

3 面接指導に対する取扱いを明確にすること。

倉吉西高等学校 昭和三十三年一月二十七日監査

監査委員 小 谷 善 高

一 本校家庭科の施設は産振法により基準の九五%まで充実しているが、普通科課程二、三年生の選たく科目として、二年生四組二二〇人、三年生三組八一人が授業を受けていたため施設の使用に支障を来しやむなく普通教室を転用しているため教育効果が挙らない状況であつたので、本校の特殊性を考え家庭科施設の拡充については配意すべきである。

また音楽教室も普通教室を転用しているため音響に対する考りよがはらわれず、隣接教室の授業に影響して

こと。また使用不能となつてゐるもの整理は制規の手続をとること。

- 1 転退学等にともなう事務処理その状況並びに諸調査等の記録は公的に整備すること。

中部給与事務所 昭和三十三年一月二十八日監査

監査委員 小 谷 善 高

一 当事務所は所長以下八名をもつて管内小、中学校六二校に対する教職員給与事務の外、共済事務、教職員特別身体検査、高校入学生願書配分その他教育全般にわたる庶務的事務処理をなし、円滑に推進していることは結構である。

しかしながら給与事務所の運営の実態と教育関係駐在職員の日常業務との関連性についてその経費、内容等からして両者の構成につき、主管当局の考究の余地がある。

いるので、早期に整備することが必要である。

なお本校の理科関係設備充実については、昭和三十年度理振法の適用を受け二十万円をもつて、整備したが文部省基準の二八%に達したのみで、他校に比較し立遅れているので、これが充実につき更に配意の要がある。

二 本校の在校生（八五〇名）は全部女子生徒である関係から、学校衛生については特に配意し年一回以上の健康診断のほか、P.T.A.経費により二回の診断を実施するとともに、衛生管理に意をもちいた結果本年度は休学生がなく学校運営を円滑ならしめていることは結構である。

しかしながら養護教諭は兼務で週二回程度本校を担当している状況であるが、本校の特殊性にかんがみ専任養護教諭の充足が必要と思考するので当局の善処を望む。

三 経理出納その他事務処理で次の点留意されたい。

1 備品の保管管理についてはなお一層厳格を期する

1 過誤による給与の支払は早期に整理すること。

- 2 小中学校に対する旅費は遅滞なく精算せしむること。

- 3 庁舎の維持管理費の負担について検討の余地がある。

米子東高等学校 昭和三十三年二月三日監査

監査委員 松 本 利 治

一 本校は比較的危険校舎が多く管理に至難の面があつたが、本年度は最も危険校舎であつた二三〇坪を解体し、鉄筋コンクリート三階建九教室（工費一三・五三〇、〇〇〇円）及び渡廊下（工費二〇〇、〇〇〇円）を九月十三日着工し現在施行中で三月末完成予定であったが、新学年の授業運営に影響を及ぼさざるよう早期完成に一層努力されたい。

二 通信教育部に対する運営については鳥取西高等学校

と同様、根本的運営方針につき再検討すべき余地がある。

三 経理出納その他事務処理で次の点留意されたい。

1 授業料の早期徴収整理に一層努力すること。

2 図書館建設に伴う寄附財源が予定どおり確保できず、ひいては鉄筋校舎建設の財源に影響を及ぼしているので、極力確保に努力すること。

3 経理出納その他事務処理で次の点留意されたい。

4 備品の照合は会計規則に基き実施すること。

5 授業料調定の適正を期すること。

6 土地の貸借契約を整備すること。

7 出納事務引継を明確にすること。

8 土地の貸借契約を明確にすること。

9 土地の貸借契約を明確にすること。

10 土地の貸借契約を明確にすること。

11 土地の貸借契約を明確にすること。

12 土地の貸借契約を明確にすること。

13 土地の貸借契約を明確にすること。

14 土地の貸借契約を明確にすること。

15 土地の貸借契約を明確にすること。

16 土地の貸借契約を明確にすること。

17 土地の貸借契約を明確にすること。

18 土地の貸借契約を明確にすること。

19 土地の貸借契約を明確にすること。

20 土地の貸借契約を明確にすること。

21 土地の貸借契約を明確にすること。

22 土地の貸借契約を明確にすること。

23 土地の貸借契約を明確にすること。

24 土地の貸借契約を明確にすること。

25 土地の貸借契約を明確にすること。

26 土地の貸借契約を明確にすること。

27 土地の貸借契約を明確にすること。

28 土地の貸借契約を明確にすること。

29 土地の貸借契約を明確にすること。

30 土地の貸借契約を明確にすること。

31 土地の貸借契約を明確にすること。

32 土地の貸借契約を明確にすること。

33 土地の貸借契約を明確にすること。

34 土地の貸借契約を明確にすること。

35 土地の貸借契約を明確にすること。

36 土地の貸借契約を明確にすること。

37 土地の貸借契約を明確にすること。

38 土地の貸借契約を明確にすること。

39 土地の貸借契約を明確にすること。

40 土地の貸借契約を明確にすること。

め処理に苦慮していた。

### 倉吉東高等学校 昭和33年2月12日監査

監査委員 松本利治

同 荻原治郎

同 小谷善高

補修も効果なく依然として雨漏り等により維持が困難のようであるので、旧校舎の改築によりこれらの問題を解消し、併せて運動場の拡張を図るよう主管当局は者究善処されたい。

三 経理出納その他事務処理で次の点留意されたい。

1 転校入学許可につき考究すべきものがある。

2 出納事務引継を明確にすること。

3 土地の貸借契約を明確にすること。

4 備品の照合は会計規則に基き実施すること。

5 授業料調定の適正を期すること。

6 土地の貸借契約を明確にすること。

7 出納事務引継を明確にすること。

8 土地の貸借契約を明確にすること。

9 土地の貸借契約を明確にすること。

10 土地の貸借契約を明確にすること。

11 土地の貸借契約を明確にすること。

12 土地の貸借契約を明確にすること。

13 土地の貸借契約を明確にすること。

14 土地の貸借契約を明確にすること。

15 土地の貸借契約を明確にすること。

16 土地の貸借契約を明確にすること。

17 土地の貸借契約を明確にすること。

18 土地の貸借契約を明確にすること。

19 土地の貸借契約を明確にすること。

20 土地の貸借契約を明確にすること。

21 土地の貸借契約を明確にすること。

22 土地の貸借契約を明確にすること。

23 土地の貸借契約を明確にすること。

24 土地の貸借契約を明確にすること。

25 土地の貸借契約を明確にすること。

26 土地の貸借契約を明確にすること。

27 土地の貸借契約を明確にすること。

28 土地の貸借契約を明確にすること。

29 土地の貸借契約を明確にすること。

30 土地の貸借契約を明確にすること。

31 土地の貸借契約を明確にすること。

32 土地の貸借契約を明確にすること。

33 土地の貸借契約を明確にすること。

34 土地の貸借契約を明確にすること。

35 土地の貸借契約を明確にすること。

36 土地の貸借契約を明確にすること。

37 土地の貸借契約を明確にすること。

38 土地の貸借契約を明確にすること。

39 土地の貸借契約を明確にすること。

40 土地の貸借契約を明確にすること。

総合実験機械装置外若干入手したのみで、大半が二月  
契約つい結、三月末日納入となつてゐるが、予算の効  
率的執行に一層注意すべきである。

三 本校の進学就職指導は三年生をそれぞれのコースに

区分授業をなし、課外指導模試等を実施し、これが対  
策に當つてあり、現在進学希望者約一一〇名、就職希  
望者約二四〇名であり、就職については既に一五四名  
は内定しており、中でも電気科にあつてはすでに一〇  
〇%内定していたが、残りのうち五〇名は自主的に就  
職する見透しあつたが、商業科にあつては相当困難  
性があるようであるので、一層就職指導について努力  
されたい。

四 経理出納その他事務処理は概ね良好であつたが、次  
の点特に注意されたい。

- 1 運動場の一部である国有土地を県が借用契約をして、  
い、結しながら P.T.A 経費で四、二八四円支払つてい  
たが、これは県予算に計上するのが至当である。
- 2 実業教育課程における実験実習、物品の出納を明

印 刷 所 县 取 市 東 町 取 市 東 町 县 取 市 東 町 印 刷 所

発 行 日 火 金

昭和四年四月十五日第三種郵便

確にすること。

3 転退学にともなう事務処理に当り、その状況調査  
等の記録は公的に整備すること。